

市第134号議案

横浜市在宅心身障害者手当支給条例の廃止

横浜市在宅心身障害者手当支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市在宅心身障害者手当支給条例を廃止する条例

横浜市在宅心身障害者手当支給条例（昭和48年3月横浜市条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の横浜市在宅心身障害者手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は横浜市在宅心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例（平成17年3月横浜市条例第53号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の横浜市在宅心身障害者手当支給条例（以下「平成17年改正前の旧条例」という。）第4条第1項の規定による認定の申請を行った者に係る平成21年度分までの手当については、旧条例及び平成17年改正前の旧条例の規定は、なおその効力を有する。

提 案 理 由

在宅の心身障害者に対する手当を廃止するため、横浜市在宅心身障害者手当支給条例を廃止したいので提案する。